

法改正に伴う掲載内容変更のお知らせ

建築基準法施行規則第10条の3(敷地と道路との関係の特例の基準)を改正する省令(令和5年国土交通省令第93号)が令和5年12月12日に公布され、翌13日に施行されました。

本改正により、令和6年度2級建築士試験に対応する「令和6年度版 2級建築士試験 学科 過去問スーパー7」の掲載内容に変更が入ります。詳細は下記のとおりとなりますので、ご確認ください。

なお、当学院の法令集をお使いの方は、該当条文については、追録版でご確認ください。

ページ	該当箇所	変更前	変更後
p221	No.12 肢2 解説文1行目	第3項	第3項第一号イ及び第二号
	No.12 肢2 解説文4行目	延べ面積200㎡以内の一戸建ての住宅	法別表第1(い)欄(1)項に掲げる用途以外の建築物で延べ面積が500㎡以内のもの

以上